

(案)

電力売却契約書

- 1 契約件名 千葉市清掃工場の余剰電力の売却(単価契約)
- 2 履行場所 千葉市若葉区北谷津町347-2 千葉市新清掃工場
千葉市花見川区三角町727番地1 千葉市北清掃工場
- 3 履行期間 令和8年4月 1日午前 0時から
令和9年3月31日午後12時まで
- 4 予定売却電力量 4,698,795キロワット時

5 契約単価

時間帯区分	項目	予定売却電力量 (kWh)	売却電力単価 (円／kWh)
運転期間	夏季平日昼間	40,895	
	その他季平日昼間	357,034	
	その他	4,300,866	

※ 売却電力単価には、消費税及び地方消費税相当額を含んでいない。

- 6 電気方式 千葉市新清掃工場 交流3相3線式、50Hz、66,000V
千葉市北清掃工場 交流3相3線式、50Hz、66,000V
- 7 契約保証金 要(契約金額〔この契約により定められた契約単価に、時間帯区分毎の予定売却電力量を乗じて得た額の合計に、消費税及び地方消費税相当額を乗じた額を加算した金額をいう。〕の10分の3の金額の契約保証金又はこれに代わる保証等)

上記の契約件名について、千葉市（以下「発注者」という。）と買受者（以下「受注者」という。）は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を所有する。

令和 年 月 日

発注者 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 神谷 俊一 印

受注者 ○○ ○○ 印

(案)

(余剰電力の売却)

第1条 発注者は、千葉市清掃工場（以下「発注者の施設」という。）における発生電力のうち、自家消費分、FIT特定卸供給分および自己託送分を差し引いてもなお余剰がある場合に、その電力（以下「余剰電力」という。）を受注者に全量売却し、受注者はその対価を支払う。

2 契約期間内の売却電力量が予定売却電力量に比べて増減がある場合でも、発注者は、受注者に余剰電力を全量売却するものとする。

3 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、発注者の所在地を管轄する裁判所を専属的管轄裁判所とする。

(環境に係わる付加価値の帰属)

第2条 発注者から受注者に売却した電力には、非化石価値取引市場における環境価値（非FIT再エネ指定なし非化石証書）を含むものとする。

(電力供給上の協力)

第3条 発注者及び受注者は、この契約に係る電力の売却を円滑に行うため、電圧、周波数及び力率を正常な値に保つ等相互に協力するものとする。

2 発注者は、受注者の要求に基づき別途定める給電申合書で規定する供給計画（以下「供給計画」という。）を受注者に提出するものとする。受注者は、電力広域的運営推進機関等に各種計画等を提出するものとする。なおインバランス調整は受注者にて行い、インバランス調整に要する費用についても受注者が負担するものとする。

3 発注者は、予定売却電力量及び供給計画に拘束されるものではなく、予定売却電力量又は供給計画に対する余剰電力の増減について責を負わないものとする。

(託送供給契約及び発電量調整供給契約等)

第4条 余剰電力の供給のために別途受注者と一般送配電事業者、送電事業者及び特定送配電事業者（以下、「一般送配電事業者等」という。）との託送供給契約及び発電量調整供給契約等（以下、「託送供給契約等」という。）が必要となる場合は、受注者は、受注者の負担で一般送配電事業者等と託送供給契約等を遅滞なく締結し、必要な部分の写しを発注者に提出するものとする。

2 接続検討の申込については、発注者の負担で発注者が行う。発注者は、受注者が託送供給契約等を締結する際に、本契約期間に限って受注者が接続検討回答書を使用することを認めるものとする。

3 託送供給契約等の締結に伴い費用負担が生じた場合は、受注者が負担する。

(余剰電力売却の中止又は制限)

第5条 発注者は、次の各号の一に該当する場合、余剰電力の売却を中止又は制限できるものとする。

(1) 発注者が一般送配電事業者等の電気工作物の事故または工事、点検、補修により電力を供給できない場合。

(2) 発注者の施設の事故又は運営上の都合による場合。

(案)

(3) その他保安上の必要がある場合。

第6条 受注者は、一般送配電事業者等の電気工作物の事故又は工事、点検、補修により電力を購入できない場合、余剰電力の購入を中止できるものとする。

(損害賠償)

第7条 発注者又は受注者は、第5条、第6条に定める場合を除き、この余剰電力の売却に伴い相手方若しくは一般送配電事業者等及び第三者に対し損害を生じせしめた場合は、その原因者が賠償の責を負うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、発注者の売却電力が予定売却電力量及び供給計画に対する増減による損害は、発注者は損害賠償義務を負わないものとする。

3 受注者は、発注者が第13条によりこの契約を解除し、本契約の残期間に係る電力売却契約（以下「次契約」という。）を締結した場合、本契約と次契約の契約単価の差額により発生する損害（以下「差損」という）について、次契約先との契約方法にかかわらず賠償の責を負うものとする。また、差損については月毎に請求するものとし、発注者の指定した支払期限までに納付されない場合は、その支払期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、法定利率で計算した金額に相当する遅延損害金額を発注者へ支払うものとする。

(余剰電力の計量)

第8条 毎月の売却電力量の計量は、一般送配電事業者等の取引用電力計を介して受注者が行うものとする。受注者は、計量した月間売却電力量を発注者へ報告する。なお、託送供給契約等に基づく一般送配電事業者における仕訳により得られた値を売却電力量とすることができる。取引用電力計の設置、変更が必要な場合は受注者の責任でこれを行う。

2 計量装置に不具合が生じた場合は、その時間内の売却電力量についてその都度発注者、受注者協議して決定するものとする。

3 取引用電力計及び供給管理システムの設置、変更、交換等が必要な場合は受注者の負担でこれを行う。

(電力料金の算定期間)

第9条 受注者が発注者に支払う電力料金の算定期間は、1日から末日までの期間とする。

(料金の算定及びその支払い)

第10条 受注者は、発注者に電力料金を毎月支払うものとし、電力料金は、第8条によって計量された売却電力量を(1)のとおり区分し、(2)のそれぞれの区分による単価を乗じて得た金額を合計した電力量料金及び消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。以下「消費税等相当額」という。）の合計とする。

(1)電力量の区分

① 夏季平日昼間電力量

(案)

夏季（7月1日から9月30日までの期間）において、次の休日等を除き、午前8時から午後10時までの間に発注者が供給した電力量とする。

[日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日]

② その他季平日昼間電力量

その他季（4月1日から6月30日までの期間及び10月1日から翌年3月31日までの期間）において、次の休日等を除き、午前8時から午後10時までの間に発注者が供給した電力量とする。

[日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日及び12月31日]

③ その他電力量

夏季平日昼間電力量及びその他季平日昼間電力量以外の電力量とする。

(2) 電力量料金単価

① 夏季平日昼間電力量	1 キロワット時につき	●●. ●●円
② その他季平日昼間電力量	1 キロワット時につき	●●. ●●円
③ その他電力量	1 キロワット時につき	●. ●●円

2 前項の電力料金の合計、並びに消費税相当額の単位は1円とし、その端数は切り捨てるものとする。

3 発電側課金は、電力料金と相殺清算することを原則とする。また、発電側課金制度への対応について特段の理由があった場合、発注者と受注者にて協議を行うものとする。

4 発注者は、受注者からの第8条の報告書及び電力料金から発電側課金額を差し引いて算定された当該月分の料金報告書を受領後、納入通知書兼領収書により納期限の15日前までに、受注者に通知する。受注者は、納入通知書兼領収書の納期限（その日が金融機関の休業日の場合はその翌営業日）（以下「支払期限」という。）以内に支払うものとする。また、受注者は速やかに領収書の写しを電子メールにて送付するものとする。

5 支払期限までに当該電力料金が納付されない場合は、その支払期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、法定利率で計算した金額に相当する遅延損害金額を発注者に支払うものとする。

(記録)

第11条 発注者、受注者は、電力の売却について記録し、それぞれの要求によりその写しを送付するものとする。

(契約の解除)

第12条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議のうえ、この契約の全部または一部の解除をすることができるものとする。

2 受注者は、発注者が契約を履行しないときは、全部又は一部の契約解除を請求することができる。

3 前2項の場合において、受注者に損害を生じることがあっても、発注者は責任がないものとする。なお、この場合において、契約保証金は受注者の請求により、これを還付するものとする。

(発注者の解除権)

(案)

第13条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約を解除することができるものとする。

- (1) 期限内に履行しないとき又は履行の見込みがないと認めたとき。
 - (2) 契約履行の着手を遅延したとき。
 - (3) 受注者がこの業務の履行を拒絶する意思を明確にしたとき。
 - (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (5) 当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与していると認められるものに委託料債権を譲渡したとき。
 - (8) 契約解除の申し出があったとき。
 - (9) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当するとき。
 - (10) 前各号のほか受注者又はその代理人がこの契約に違反したとき。
 - (11) 公正取引委員会が、受注者（共同企業体にあっては、その構成員。以下次号及び第13号において同じ。）に対し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2の規定による排除措置命令を行い、当該命令が確定したとき。
 - (12) 公正取引委員会が、受注者に対し独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該命令が確定したとき。
 - (13) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。以下同じ。）したとき。
- 2 前項の規定により契約を解除したときは、契約保証金（履行保証保険への加入により契約保証金を納付しなかった場合は、当該保険からの給付金。以下同じ。）は発注者の帰属とする。発注者は、未納付の電力料金、第11条第5項の遅延損害金額及び契約解除に伴う損害（差損及び差損に係る遅延損害金額並びに第16条第1項から第4項までの賠償金を含む。）（以下これらを「未納付の電力料金等」という。）が契約保証金の額を上回る場合においては、その不足分を追徴できるものとし、契約保証金の額を下回る場合においては、発注者は受注者へその余り分を返還しないものとする。ただし、未納付の電力料金等の額が契約保証金の額を下回る場合において、受注者が、受注者の責めに帰さない正当な理由を示したときは、発注者は受注者へその余

(案)

り分を返還するものとする。

- 3 前項の規定により発注者に帰属した契約保証金は、第10条第5項の遅延損害金額、未納付の電力料金、契約解除に伴う損害の順に充当するものとする。
- 4 第1項の規定による契約解除は、第10条第5項の規定による遅延損害金の徴収をさまたげないものとする。
- 5 第1項第1号の規定は、第10条の規定による電気料金の支払期限内の支払を1回でも怠ったときを含む。
- 6 第1項第1号の規定は、第8条1項の規定による月間売却電力量の期限内の報告を1回でも怠ったときを含む。なお、受注者が、受注者の責めに帰さない正当な理由を示した場合はこの限りではない。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第14条 第13条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前条の規定による契約の解除をすることができない。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

第15条 受注者（共同企業体にあっては、その構成員）は、この契約について第13条第1項第11号から第13号までのいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、かつ、発注者が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、契約金額（この契約により定められた契約単価に、時間帯区分毎の予定売却電力量を乗じて得た額の合計に、消費税及び地方消費税相当額を乗じた額を加算した金額をいう。以下同じ。）の10分の3に相当する額の賠償金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- (1) 第13条第1項第11号又は第12号に該当する場合において、確定した命令又は審決の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項第3号及び同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合その他発注者が特に認める場合。
 - (2) 第13条第1項第13号のうち、受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が、刑法第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。ただし、受注者について同法第96条の6の規定に該当し、刑が確定したときを除く。
- 2 独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令又は同法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものといい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。第4項第2号において同じ。）により、受注者等に同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これら

(案)

の命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。) に入札 (見積書の提出を含む。) が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるときにおいては、契約金額の10分の3に相当する額の賠償金を支払わなければならぬ。

3 この契約に関し、受注者の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したときにおいては、契約金額の10分の3に相当する額の賠償金を支払わなければならない。

4 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前3項に規定する契約金額の10分の3に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第2項に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。

(2) 第2項に規定する納付命令若しくは排除措置命令若しくは刑法第96条の6又は第3項に規定する刑に係る確定判決において、受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

5 第1項から第4項までの規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

6 第1項から第4項までに規定する場合において、受注者が共同企業体であり、かつ、すでに当該共同企業体が解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払いの請求をすることができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帶して賠償金を発注者に支払わなければならない。

7 受注者は、契約の履行を理由として、第1項から第4項までの賠償金を免れることができない。

8 受注者が第1項から第4項までの賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、法定利率で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

9 第1項から第4項までの規定は、発注者に生じた実際の損害額が賠償金の額を超える場合において、超過分につきなお請求することを妨げるものではない。受注者が賠償金を支払った後に、実際の損害額が賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

(賠償金等の徴収)

第16条 受注者が前条又は暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約に基づく賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から賠償金又は違約金の支払いがあった日まで遅延日数につき、法定利率で計算

(案)

した額の遅延損害金を徴収する。

(期限の利益の喪失)

第17条 受注者は、発注者が第13条によりこの契約を解除した場合、発注者の請求により期限の利益を失い、第10条第4項の支払期限にかかわらず直ちに電力料金を全額納付しなければならない。

(相殺)

第18条 発注者は、本契約又は本契約に限らないその他の契約等に基づき発注者が受注者に対し有する債権を自働債権とし、本契約又は本契約に限らないその他の契約等に基づき受注者が発注者に対し有する債権を受働債権とし、その他債権債務の期限いかんにかかわらず、いつでもこれを対等額において相殺することができる。

(権利譲渡等の制限)

第19条 受注者は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、発注者の承認を得たときはこの限りではない。

(一括委任等の禁止)

第20条 受注者は、この契約の履行にあたってその全部又は主要な部分を一括して第三者に委任することができない。

(疑義の決定等)

第21条 この契約に定めのない事項、又はこの契約書の各条項に疑義を生じたときについては、発注者、受注者誠意をもって協議しその処理にあたるものとする。

(案)

暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「契約」という。）と一緒になす。

(表明確約)

第2条 契約の相手方（以下「受注者」という。）は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者に不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

2 受注者は、前項各号のいずれかに該当する者を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。）としないことを確約する。

(暴力団等排除に係る解除)

第3条 千葉市（以下「発注者」という。）は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者が前条第1項各号に該当するとき。
- (2) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前条第1項各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (3) 受注者が、前条第1項各号のいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 受注者が協同組合及び共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

(案)

- 3 受注者は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約単価に発注予定数量を乗じて得た額の10分の3に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。
- 4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、発注者は、当該契約保証金を違約金に充当することができる。
- 5 発注者は、本条第1項及び第2項の規定により契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 6 本条第1項及び第2項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の定めるところによる。

(不当介入の排除)

第4条 受注者は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団又は暴力団員から不当又は違法な要求並びに適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- (2) 受注者の下請業者が、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたときは、毅然として拒否し、受注者に速やかに報告するよう当該下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けた際は、速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(不当介入排除の遵守義務違反)

第5条 発注者は、受注者が前条に違反した場合は、千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領の定めるところにより、指名停止の措置を行う。受注者の下請業者が報告を怠った場合も同様とする。